

富田林市要綱第15号

富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項及び第3項並びに富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号）第114条の規定に基づき、建設工事等に要する経費の前払金、中間前払金及び部分払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金及び中間前払金の額及び支払)

第2条 次の各号に掲げる経費に係る前払金の額は、当該各号に定める額の範囲内とする。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）が保証する工事の経費 当該経費の4割を超えない額

(2) 保証事業会社が保証する測量・建設コンサルタント等業務委託に係る経費 当該経費の3割を超えない額

2 建設工事における中間前払金の額は、契約金額の2割を超えない額とし、前項の前払金の額と合わせて、契約金額の6割を超えない額とする。

3 前2項の規定は、契約金額が5,000,000円以上のものに適用する。

4 次の各号に掲げる契約について前金払をするときは、当該各号に定める額について支払うものとする。

(1) 継続費又は債務負担行為の契約 当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額

(2) 繰越明許費の契約 当該契約締結の当初における契約金額の総額

5 前項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同項中「前金払」とあるのは、「中間前金払」と読み替えるものとする。

(部分払金の額)

第3条 部分払金の額は、次の式により算出するものとする。

部分払金の額 ≤ 請求時の出来高の請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - { 請求時の出来高の請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) } × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

(中間前金払対象工事)

第4条 市長が中間前金払をすることができる工事は、既に前金払をした工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工期の2分の1までに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上であること。
- (4) 第6条に規定する契約時の中間前金払及び部分払の選択において、部分払を選択していないこと。

2 前項の規定は、継続費又は債務負担行為の契約における中間前金払について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(部分払金の支払回数)

第5条 部分払金の支払回数は、次に掲げるとおりとする。ただし、測量・建設コンサルタント等業務委託のうち、工事監理、定期点検等役務を定期的に提供するものについては、この限りでない。

- (1) 契約金額が5,000,000円以上30,000,000円未満であって、工期が90日以上に渡るもの 1回
- (2) 契約金額が30,000,000円以上であって、工期が90日以上に渡るもの 2回

2 前項の規定は、継続費、債務負担行為及び繰越明許費の契約について準用する。この場合において、同項中「部分払金」とあるのは「当該会計年度の部分払金」と、「工期」とあるのは「当該会計年度の工事等実施期間」と読み替えるものとする。

(中間前金払又は部分払の選択)

第6条 受注者は、中間前金払の対象となる工事において、中間前金払又は部分払による請求のいずれかを選択することができる。

2 受注者は、前項の選択をするときは、契約締結前に市長に対して通知しなければならない。この場合において、工事実施期間中での選択の変更は、認めないものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、受注者は、継続費、債務負担行為又は繰越明許費の契約においては、中間前金払を選択した場合であっても、年度末の部分払に限り請求できるものとする。

(前払金及び中間前払金の請求)

第7条 受注者は、前払金の支払を受けようとするときは、所定の請求書に保証事業会社との前払金に関する保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に工事履行報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条各号に掲げる要件の全てを具備していると認めるときは、速やかに中間前金払認定通知書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。
- 4 前項の認定を受けた受注者は、所定の請求書に保証事業会社との中間前払金に関する保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第1項に規定する前払金又は第4項に規定する中間前払金の支払の請求があったときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

（部分払金の請求）

第8条 受注者は、部分払金の支払を受けようとするときは、当該契約に係る出来高の確認をするための検査を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、受注者立会の上、速やかに設計図書に定めるところにより検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、部分払金の支払請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。

（契約の変更）

第9条 受注者は、契約内容その他の理由により、契約金額又は期間を変更し、必要に応じて前払金又は中間前払金の保証契約を変更するときは、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に公告又は公表したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年要綱第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

富田林市長 様

受注者所在地
商号又は名称
代表者氏名

中間前金払認定請求書

下記の工事について、富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、中間前金払の要件について認定を請求します。

| | |
|------|---------------------------|
| 工事名称 | |
| 工事場所 | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 契約金額 | |
| 摘 要 | (添付資料) ・工事履行報告書（様式第2号） |

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

工事履行報告書

| | | | |
|--------|---------------------------|-----------------------|-----|
| 工事名称 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 < 年 月 日現在 > | | |
| 月 別 | 予定工程 % ((変更後) 予定工程 %) | 実施工程 % (予定工程との差 %) | 備 考 |
| 過年度出来高 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| 月 | % (%) | % 差 (%) | |
| (記事欄) | | | |

備考

必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

富田林市長

中間前金払認定通知書

下記の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

| | |
|------|---------------|
| 工事名称 | |
| 工事場所 | |
| 工 期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 契約金額 | |
| 摘 要 | |

年 月 日

<記入例>

工事履行報告書

提出日と同じ日付を
記入する。

| | | | |
|--------|-----------------------------------|-----------------------|-------------|
| 工事名称 | 〇〇〇〇工事 | | |
| 工事場所 | 富田林市●●●● | | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 << ●年11月◆日 現在 >> | | |
| 月 別 | 予定工程 % ((変更後) 予定工程 %) | 実施工程 % (予定工程との差 %) | 備 考 |
| 過年度出来高 | 1.0% (%) | 0.5% 差 (-0.5%) | |
| 平成●年4月 | 2.0% (%) | 1.0% 差 (-1.0%) | |
| 5月 | 3.0% (%) | 2.0% 差 (-1.0%) | 旬報より転記 |
| 6月 | 5.0% (%) | 3.5% 差 (-1.5%) | |
| 7月 | 13.2% (10.5%) | 10.0% 差 (-0.5%) | 第1回目 変更契約締結 |
| 8月 | 18.3% (12.3%) | 15.3% 差 (-3.0%) | |
| 9月 | 25.5% (21.5%) | 26.0% 差 (-4.5%) | |
| 10月 | 32.5% (28.0%) | 40.0% 差 (12.0%) | 第2回目 変更契約締結 |
| 11月 | 45.0% (42.0%) | 55.7% 差 (13.7%) | |
| 12月 | 63.3% (61.8%) | % 差 (%) | |
| 平成▲年1月 | 80.8% (78.0%) | 差 (%) | |
| 2月 | 95.5% (94.5%) | (%) | |
| 3月 | 100.0% (100.0%) | | |
| (記事欄) | 出来高が1/2以上であるか、工期は1/2を経過しているか確認する。 | | |

備考

必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。